

第六十三回国会 衆議院 運輸委員會 議録 第二十三号

昭和四十五年五月六日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 福井 勇君

理事 宇田 國榮君

理事 德安 實藏君

理事 村山 達雄君

理事 和田 春生君

大橋 武夫君

菅波 茂君

細田 吉藏君

井野 正揮君

田中 昭二君

渡辺 武三君

出席國務大臣

運輸 大臣 橋本登美三郎君

出席政府委員

運輸政務次官 山村新治郎君

運輸大臣官房長 鈴木 珊吉君

運輸省航空局長 手塚 良成君

海上保安庁長官 河毛 一郎君

委員外の出席者

運輸委員会調査 鎌瀬 正己君

室長

四月二十八日

タクシ業務適正化臨時措置法案反対等に関する請願(田代文久君紹介)(第四二八六号)

鹿児島県の国鉄赤字ローカル線存続に関する請願(宇田國榮君紹介)(第四四二二号)

新鹿児島空港に日本航空の東南アジア定期航空路線等導入に関する請願(宇田國榮君紹介)(第四四三三号)

五月一日

信越本線新潟、長岡間小駅の無人化等の計画に

関する請願(小沢辰男君紹介)(第四五五二一号)

東急地下鉄新玉川線駒沢駅設置に関する請願(池田正之輔君紹介)(第四七四九号)

同(關谷勝利君紹介)(第四九三〇号)

同(天野光晴君紹介)(第五一六一号)

同(早稻田柳右エ門君紹介)(第五一六二二号)

同(小沢一郎君紹介)(第五一六三三号)

同(大坪保雄君紹介)(第五一六四四号)

同(金子一平君紹介)(第五一六五五号)

同(草野一郎君紹介)(第五一六六六号)

同(佐々木義武君紹介)(第五一六七七号)

同(始岡伊平君紹介)(第五一六八八号)

同(外一件)(竹下登君紹介)(第五一六九九号)

同(羽田孜君紹介)(第五一七〇〇号)

同(福田一君紹介)(第五一七一一号)

同(古井喜實君紹介)(第五一七二二号)

同(吉田重延君紹介)(第五一七三三号)

同(東京外郭環状線等鉄道建設促進に関する請願外一件)(赤城宗徳君紹介)(第四九三二一号)

同(稻村利幸君紹介)(第四九三三二号)

同(外一件)(登坂重次郎君紹介)(第四九三三三三号)

同(外一件)(中山利生君紹介)(第四九三三四四号)

同(外一件)(野中英二君紹介)(第四九三三五五号)

同(外二件)(葉梨信行君紹介)(第四九三五六六号)

同(外三件)(森下國雄君紹介)(第四九三七七号)

同(外五件)(北澤直吉君紹介)(第五一七七八号)

同(外三件)(丹羽喬四郎君紹介)(第五一七七七号)

同(外一件)(福水健司君紹介)(第五一七八八号)

同月二日

東急地下鉄新玉川線駒沢駅設置に関する請願(菅波茂君紹介)(第五四二〇号)

同(外一件)(塩谷一夫君紹介)(第五四二二二二号)

同(足立篤郎君紹介)(第五八〇四四号)

同(櫻内義雄君紹介)(第五八〇五五号)

同(永田亮一君紹介)(第五八〇六六号)

東京外郭環状線等鉄道建設促進に関する請願(渡辺美智雄君紹介)(第五四二二二二号)

同(外一件)(二見伸明君紹介)(第五五八五五号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

同(外三件)(山口敏夫君紹介)(第五五八六六号)

(奈良県議會議長西口栄三)(第三〇九号)
国鉄駅の無人化等反対に關する陳情書外一件
(函館市議會議長西村敏雄外一名)(第三二〇号)
和歌山市北部に國際空港設置反対に關する陳情書
(和歌山県議會議長下西岩吉)(第三二二号)
国鉄踏切の幅員拡張に關する陳情書(大町市議會議長平林達郎)(第三二二号)
国鉄の赤字繰越去計画中止等に關する陳情書
(東京都千代田区丸の内二の二の全日本交通運輸労働組合協議會議長伊部真)(第三五六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)(參議院送付)
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出、承認第一号)(參議院送付)
航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○福井委員長 これより會議を開きます。
港則法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めめるの件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。
内藤良平君
○内藤委員 港則法の一部改正につきまして、簡単に御質問したいと思います。
いま港則法の適用の港は四百幾らですか。ちよつとはつきりしないのですが……。

○河毛政府委員 現在、港則法適用港は四百九十四港でございます。
○内藤委員 それから、全国の港は数千あるわけでしょうけれども、まずあなたのほうの海上保安庁から見ると、漁港も入るわけでしょうが、全国のいわゆる港灣法適用のある港、これは何千くらい

ございますか。
○河毛政府委員 全国の港の数でございますが、一応いろいろな意味の港がござりますが、代表的なものとしたしまして、港灣法の適用を受けております港が千五百五十港ございます。それからお話のございました漁港の適用を受けておるものが二千七百七十一港ございます。

○内藤委員 千五百五の中で四百幾つですね。すると、ほかの港は適用の必要がないのですか。いわゆる港則法による港の趣旨によって必要なもの、ボーダーライン層のようなものがあるのかどうか。
○河毛政府委員 いまお話しのごさいましたように、全国に非常に多くの港があるわけでございますが、港則法は、元來目的としたしまして、港の中におきます船舶交通の安全と港内の整頓をはかるという目的を以ていたしてござります。したがって、この目的から見まして、やはり船舶交通がふくそうし、あるいは港内交通の安全と整頓をはかる必要があるという港を選びまして、そこを適用港とするという趣旨でございます。したがって、港灣法上千以上の港がござりますが、特にこの趣旨から四百九十四港を選んでおる。そこに私どものほうの必要な部署、船等を置いて交通整理をやっておる、こういうことでございます。

○内藤委員 そうしますと、この港則法を適用する基準というものは何ですか。
○河毛政府委員 これにつきましては、法律で具体的な基準はないわけでございますが、私どもは、港内交通の安全という点から、具体的な適用かどうかをきめる場合の一応の目安を持っております。

それを一応申し上げますと、まず、大体港灣法上の重要港灣以上の港である。それから年間の出入船舶の数でございますが、これは五トトン以上にしたしまして大体九千隻以上、あるいはトトン数が年間百二十五万トトン以上であること、それから特に大きな船、百トトン以上の船が千隻以上入る

か、あるいはそのトトン数が五十五万トトン以上になるかどうか、さらに、現在はそのような基準に達していませんが、将来開発によりましてそのような港になり得る十分な条件を備えておる、それから最後に、開港、検査港、出入港、いろいろな法律によりましてそういう港の資格がござりますが、そういったものに指定される予定の港であるかどうか、このようなものをいろいろしんしゃくいたしまして、具体的に決定いたしておる次第でございます。

○内藤委員 そこで、いまあなたのお話しになりましたものは、何か内部的に規定があるわけですか。
○河毛政府委員 これは私どもが部内で審議いたします場合の目安でございます。
○内藤委員 それは施行規則とか細則とか、そういうぐあいに省内では法律の規定になっていないのですか。
○河毛政府委員 ただいまお話ししました施行規則とか告示とか、そういう性質のものではないでございます。純然たる内規でございます。

○内藤委員 そういう規則を設ける必要はないというわけですか。
○河毛政府委員 これにつきましては、一応法律上は船舶交通の安全と港内の整頓をはかるというところが明記してござりますので、その抽象的な基準を一応内規として目安化しておるということでございます。具体的な数字を省令その他であげることによりまして完全なものができれば、そのほうがよろしいと思ひますが、経験上から申し上げますと、一応内部基準を持ってござりますと、具体的な港についてはそれぞれの特事情も勘案して適用港をきめていく。特にこれは地元関係という御協議を申し上げることが多いわけでございますので、現在のやり方のほうがより實際的ではなからうか、このように考えてござります。

○内藤委員 港は大体地方自治体が管理者になっていまして、地方自治体が港則法の適用を受ける場合の発動者になるのかどうか。いまの話をお聞き

ますと、部内の基準も規定、規則のようなものはない。そうしますと、保安庁のほうのどこかの課、係がそれらをいろいろ勘案してやられる。ところが、港の管理は地方自治体の首長が多いですね。そちらとの関係は、そういう適用を法律的に受けるために発動する段階では、管理者の意見というものはそこにあられてこないわけですか。
○河毛政府委員 この点につきましては、ただいま申し上げましたように、また先生からもお話がござりましたように、大部分の港は地方自治団体が港灣の管理者になってござります。港灣の管理者の仕事と私どもの仕事は、ある意味では非常に立ちはたりの関係にござりまして、無関係には成り立ち得ないものでござりますので、實際具体的にこの適用をいたします場合には、その具体的な管理者の意見を十分聞きまして、管理者と完全な意見の一致を見たところで適用港にするということでございます。

○内藤委員 私の心配するのは安全問題ですね。最近いろいろ安全問題が重視されてござります。港の航路の問題あるいは船の構造の問題、施設の問題もあると思ひます。あるいはまたガソリンのいろいろな問題、油ですね、そういう危険物、爆発物、いろいろあるわけですね。大体内航海運のそういう船が出入りする港はほとんど適用になっていまして、しょうけれども、管理者の側から見ると、地方自治体から見ると、やはり港則法の適用を受けているという法律上の規則ですね、それからこれが適用を受けると、安全の問題、これに關連して海難の問題等もあると思ひますが、保安庁として適用した港としない港では、行政上もいろいろウエイトが違ひしてしょう。そういう意味で、私の心配するのは、やはり何かの部内の基準を持って、そして港灣の管理者、その実際の管理をする方が、安全のために、危険防止のために、整頓のためにということで発動する、それを受けてあなたのようにこれをやっていく、またそれに伴ういろいろな施設や措置をしていく、こういうぐあいにないのかと思ひます。

○河毛政府委員 いまの話をお聞き

ものですか、いまのような質問をしているわけですが、いまの私の考えに対して長官はどうですか。

○河毛政府委員 いまの先生のようなお考えは、私のほうにいたしても全く異存はございません。いままでもそのようにいたしてまいりましたわけでございます。今後も安全上の問題からそのようにやっております。

○内藤委員 くだいようですが、港湾管理者が港則法の安全、整頓、こういふ趣旨から、ある一定の基準をもって発動して、あなたのようにそれを受けて、この港則法の適用を行なう、そういうような内部的な省内的あるいは部内の規則のようなものをつくる御意思はないのですか。

○河毛政府委員 この港則法の適用関係につきましては、実は港湾管理者が一番大事な協議の相手でございますが、港湾管理者だけではございませんで、たとえは、そこにいろいろ他の役所も、御承知のとおり港関係では多くの出先機関を持ってあります。それからまた、その港湾内ではいろいろな生業を営んでおられる方もおられるわけでございます。この辺が、安全上の問題と営業上の問題を十分に調整しなければならぬ、こういうことでございますので、私どもはいままで港湾管理者も含めまして関係方面と十分検討の上、地元として港則法の適用を受けることが適当であると考へ、またわれわれも、先ほど申し上げましたような基準から見ても適当であると考へたものを適用港として法律に入れていくという方針をとっておりますが、そういう従来の経験を今後続けていくことが一番現実的ではなからうか、このように考へております。

○内藤委員 ほかの疑問は、千幾つもある港が、その中で四百幾つが適用になっている。適用になった場合に、私は、安全問題から見れば、それがあつたのではないかと思つてゐる。ただ、そういうたくさんの方の港の中で五百足らずでしょう。あなたのほうとしても、この法を施行する場合に、安全と整頓を考へるならば、もつと適用してよいのでは

ではないかという気持ちがあるのですが、だけれども、まだわりあい少ない。そうしますと、全国千幾つある港があるけれども、どういふ関係で五百足らずが適用港になっているのかどうか。いや、そういう必要がないのだ、この法律が適用になつても港のいろいろな面にたいした関係ないのだからやらないのだというぐあいになつてゐるのか。それとも、やりたいのだけれども、率直に言ひまして、いろいろ金がかかる、保安庁のほうの予算のいろいろな面でも、適用はしたいけれども、金の面で押えられるんだ、こういうぐあいになつてゐるのかどうか。そこら辺のところをネックのようなものがあつたらひとつ伺いたい。

○河毛政府委員 具体的な問題といたしまして、具体的な港に港則法を適用するかどうかという問題は、一応先ほどから申し上げましたような協議があるいは私ども自身の目安がございませうけれども、一番具体的な問題といたしましては、先ほどから先生もおっしゃいましたように、やはり港湾管理者はじめその関係の地元官民が港則法の適用を受けることのほうがきつめて望ましいということ、が、実際は一番大きな問題でございます。港則法の適用を受けますと、やはり交通安全上の問題から水路をつくりまして、そこに船を優先的に通行させるというような問題もございませうので、そういった地元の事情その他もクリアにした上で適用をしていく。それから私どもの役所の予算関係の事情でございますが、これは地元なりあるいは私どもの方で適用がしかるべきであるということになれば、ほかのものを差しおいても予算をいただきまして、部署を設置し、あるいは船を回すということでもございませうので、そういう点から、具体的に毎年全国の港を洗いまして、港則法の適用をしかるべく考へ、また地元関係もそれについて考へてほしいというものを選んで追加していく、こういう実情でございます。

○内藤委員 今度は海難問題になりますけれども、小さい船が、港の近辺といふ場所か、沿岸といふ場所か、そういうところで海難にあらう場合が

相当多いですね。遠洋に出なくても、港の周辺で荒れた場合ですね。そういうのは、やはりこの港則法の適用あるいは不適用ということでは、小さい船の港の近辺における海難を防止するというところは、この法律の適用、不適用には関係ございませぬか。

○河毛政府委員 港の中につきましては、港則法の区域であれば港則法が適用されます。それからその区域外であれば、かりに港の近辺でございませうけれども、これは港則法の適用がなくて、一般的な規律がそこに適用されるわけでございますが、いま先生おっしゃいました沿岸の小型船の海難の問題でございますが、これは海難の原因にはいろいろございまして、いわゆる交通が非常に混雑しておるといふことに基づくものがございます。しかし、沿岸における海難の大部分のものは、やはり気象、海象が非常に悪い、あるいは運航上の過誤があつたということもございませうので、必ずしも港則法と同じような法規制を沿岸に適用することによつて海難が全部なくなるということには相ならないと思ひます。しかし、少なくとも沿岸付近の海上交通については、一般の沿岸その他広い海でも同じでございますが、現在は海上衝突予防法という法律だけがございませうが、それだけではなしに、新しい交通ルールをつくれれば、それだけの効果があり、したがつて、交通上の原因に基づく海難は減少するということも間違いない、このように思ひます。

○内藤委員 そうしますと、これは港の内部、港の中の問題でしようから、沿岸のところまではこの法律によつては影響がないという御見解だと思ひます。

そこで、ちよつと海難問題に触れてみたいと思ひますが、いま申し上げましたように、小さな港でもおもしろい船が入つてゐるが、この沿岸でいろいろ海難がある。その場合には、海上保安庁のほうで海難対策、救助対策をやるわけですか。これは航空機なり救助艇といふ場所か、巡視艇といふものでやつてゐるわけですか。ただ、その場合で

も、現状では予算の関係上ちよつと手が届かないと思ひます。ところが、海難も、人命に關しては被害の大きい深刻なものもあるようですが、その場合に、陸上からの救援——巡視艇なり保安庁の船が岩礁まで行けないので、陸上から救うという場合には、警備用の自動車のようなものがあるわけでしょう。これは予算関係でも機動力の強化ということで七百万円ぐらいでございますか、出ていますね。これはやはり各海上保安部に海難救助の常設の自動車でも置いて、陸上からの救援を強化する、予算に出ておられますのはこういう趣旨でしょう。大きい船の場合は飛行機あるいは救助艇で比較的やれますが、ただ沿岸で岩礁の多いような場所では、なかなか船の救助がむずかしいので陸上から行なうのですが、その場合に、いま申し上げたようないろいろな救助の施設といふますか、用具がございませう。そういうものを常備して、消防でいいますと常設消防のように、いつでも出れるような体制といふものは、現地の海上保安部に全国的にこれがほとんどできておるものですか。そういう状態になつておるのかどうか。ほかの聞いた範囲では、案外それができてないじゃないかということがいわれておりますが、担当される長官として、そういう面はもう十分万全な備えをしておるのだというぐらひに言へるかどうか、その点をひとつ聞きたいと思ひます。

○河毛政府委員 いま先生の御指摘になりましたのは、非常に岸に近いところで海難が起つて、私どもの船でも岩礁その他があつて近づけないというところでもございませうが、これにつきましては、ただいまお話がございましたように、私どもは全国に百以上の出先機関を持っておりますので、そのおのおの自動車あるいはもやい銃、縄を投げて人を助ける、あるいはそういう救助器具を持たせまして、具体的な海難の場合には陸上救助班といふものを編成いたします。それで、私どもの救助は、このような場合には全部二十四時間待機体制になつておりますので、真夜中

でありましたとも出動いたしましたして、救助の手段を尽くすという体制は一応とっておりま。ただ、全国的に見ますと、わが国の海岸線は非常に長いわけがございますので、まだまだ不十分な点が多いと思ひますが、今後これにつきましては逐次充実をはかつてまいりたい、このように考へております。

○内藤委員 いまお話しこの警備用の自動車は、四十五年度六百万何がしですね。そういう自動車は、あなたのおっしゃる現地百カ所くらいあります。その場所にはほとんど設備があるのです。普通の車ではなくて、海難の場合にはさつと行つてさつとやれるような装備をしたそういうものがあるかどうか、あるいはなければどのくらい率を持つておるのか、何%くらいか、聞かせてください。

○河毛政府委員 陸上救難に使用いたします車でございますが、これは巡視艇のような特に海難救助専門の自動車ではございませんで、私どもが使用しておりますのは大体ライトバンでございます。ライトバンに必要な救命道具を積み込みまして現地へ行くというのが実情でございます。

○内藤委員 そうしますと、常設のそれはないのですね。臨時のあれですね。

○河毛政府委員 常にライトバンにそういったものが積み込んである、つまり、陸上における消防車のようなものではないが、積み込みの必要のあるものは、たとへば消防車の場合は自動車のエンジンを使いまして放水するとかいうことでございますが、私どもの場合は必要な道具をライトバンに積んでいくことだけでございます。現在のごとき、そのような種類のものでは十分であらうかと存じております。

○内藤委員 沿岸でいろいろ事故がある場合は、大体暴風雨のとき、あるいは深夜であるとか、そういう平常でない場合が多いのです。その場合に、いまの機動力のようなもの、各個所にあるライトバンにいろいろな救助の装備をして、それから出かける、そこで時間的に機を逸してしまつたら

いうことが私はあるんじゃないかと思ひますけれども、そのために、せつかく目の前におつて、岩礁につかまつておる船乗りの皆さんをどうと見殺しにするような場合——暴風雨の場合、夜間の場合です。その際、急速にあなたのはりの船も出るでしようけれども、陸上からさつと機動力を持った、しかも装備を持った車がいった場合は、あるいは助かつたかもしれない、こういうことがあると思ひます。やはり人命尊重の立場から論じますと、臨時のライトバンにその場になつてとりあえず乗つてだれかが運転していくということではなく、ふだんからそういう設備を持つていて、乗られる方もおつて、担当する方もはつきりしておつて、そういう機を逸せず行なり、こういうような体制は現在十二分にできておるわけですか。

○河毛政府委員 いまも申し上げましたように、車そのものはライトバンを使ってやるわけでございますが、そのような場合に直ちに私どもも出動できる体制は整つております。ただ、実際問題としていたしまして、私どもの部署から距離が非常に遠いという場合、あるいはまたそういう場所でございますので、道が非常に悪くて、断崖の場合がある。つまり、ライトバンといふこともなかなか近寄れないという場合がございます。そういうことで、目の前に見ながら非常に残念な結果になるということはしばしばございますが、これにつきましては、いまの自動車のような問題も含めまして、どうやってこれにアプローチしていくかという問題は、私どもももつと研究しなければならぬ問題であらう、こゝ存じております。

○内藤委員 その点を、金の問題もあるでしょうけれども、もう少し積極的に御検討願ひたいものだと思ひます。

それから、港則法にまた戻りますけれども、法律上のプラスチックはほくもあまりよくわかりませんけれども、やはり安全あるいは港内整頓という面から見ますと、いろいろ港内の事故の問題も最近はぐつと変わつてきておりますから、

できるならば、私は、保安庁のほうであまりネットワークがなければ、ボーダーライン的な港もまだあると思ひます。今回は四カ所ですか、そういう面をもつと積極的に適用されて、安全なり整頓なりを強化する、こういうふうによられることを望んで、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福井委員長 ほかに質疑はありますか。なければ、両案件に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○福井委員長 次に、港則法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めの件を一括して討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、港則法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○福井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井委員長 起立総員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両案件に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福井委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○福井委員長 次に、航空法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は去る四月二十八日に終了いたしました。

これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

航空法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○福井委員長 この際、箕輪登君、内藤良平君、宮井泰良君、和田春生君から、四派共同提出をもつて、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。箕輪登君。

○箕輪委員 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗讀いたします。

航空法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び航空運送事業者は、航空機内にある者が当該航空機の安全を害し又は害しようとしていたる場合においては、機長に対し適切な指示又は情報の提供を行なう等、当該航空機の安全を確保するための万全の措置を講ずるより努めること。

右決議する。

以上であります。

本案の趣旨につきましては、すでに質疑の段階

において各委員より論議され、明らかになっておりますので、省略させていただきます。

各位の御賛同をいただきますようお願いいたします。

○福井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井委員長 起立総員。よって、本案は箕輪登君外三名提出にかかる動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。橋本運輸大臣。

○橋本国務大臣 ただいまは慎重御審議の結果御採決をいただき、まことにありがとうございます。

また、決議されました附帯決議の内容につきましては、その趣旨を十分尊重し、誠意をもって実施に当たる所存でございます。

ありがとうございます。

○福井委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福井委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○福井委員長 次回は公報をもって、お知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

運輸委員会議録第十九号中正誤

へい 段 行 誤

一六 三 三 してもらいた

正 してもらいた
い。それも質問
だから取り消し
ます。

